



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*51 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 1

### ○ 人事委員会規則

\*24 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 3

### ○ 告示

824 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 3

825 保安林の指定 (森林整備課)..... 4

826 " ( " )..... 5

827 " ( " )..... 5

828 保安林の指定施業要件変更予定 ( " )..... 5

829 " ( " )..... 6

830 道路の供用開始 (道路保全課)..... 6

831 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 7

## 規 則

### 和歌山県規則第51号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付対象等)</p> <p>第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により<u>平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和3年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごと</u></p>	<p>(貸付対象等)</p> <p>第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成32年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごと</p>

の償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

別記第4号様式(第9条関係)

略

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

略

略

略

略

注 本決定をもって沿岸漁業改善資金の貸付けを確約するものではありません。

の償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

別記第4号様式(第9条関係)

略

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

略

略

略

略

別記第5号様式中

「本日上記のとおり和歌山県沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。」  
 年 月 日

「本日上記のとおり和歌山県沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。」  
 契約年月日 年 月 日

「下名は」を削り、「債務の責めに任じます」を「債務を保証します」に、

氏名	印	住所	氏名	印	住所

氏名	印	住所	署名年月日

  

氏名	印	住所	署名年月日

沿岸漁業改善資金を個人又は共同で借り受けた場合	借受額	150万円未満では保証人1人以上 150万円以上300万円未満では2人以上 300万円以上450万円未満では3人以上 450万円以上600万円未満では4人以上 600万円以上の場合には5人以上
沿岸漁業改善資金を団体が借り受けた場合(いずれも理事を含める。)	借受額	300万円未満では保証人2人以上 300万円以上600万円未満では4人以上 600万円以上では5人以上

沿岸漁業改善資金を個人又は共同で借り受けた場合	借受額150万円未満では保証人1人以上 借受額150万円以上では保証人2人以上	に、
沿岸漁業改善資金を団体が借り受けた場合 (理事を含める。)	保証人2人以上	

「 (償還金の準備積立金)  
第7条 甲は、その年度の償還金を償還期日まで系統金融機関の口座に入金するものとする。 」を

「 (履行の請求の効力)  
第7条 乙が、連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、 に改める。  
その履行の請求の効力が生じるものとする。 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第24号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第9（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲		別表第9（第2条関係） 白浜町の管理職員等の範囲	
機関	職	機関	職
略	略	略	略
町長部局	会計管理者 課長 副課長 危機管理室長 行政改革室長 債権管理回収室長 幼児対策室長 地域包括支援センター長 <u>特別定額給付金室長</u>	町長部局	会計管理者 課長 副課長 危機管理室長 行政改革室長 債権管理回収室長 幼児対策室長
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キーノ和歌山

和歌山県和歌山市東蔵前丁39外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

南海電気鉄道株式会社 代表取締役 遠北光彦

大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

令和2年5月11日

5 変更した理由

未定店舗の正式決定のため

6 届出年月日

令和2年5月28日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年6月12日から同年10月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第825号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字寺尾608の3

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字板立890の1、890の5から890の7まで、891の1、892、字中木1496、1501

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第827号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字西273、277から280まで、601の1、601の4、604の1から604の3まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字愛川字西273・604の1から604の3まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第828号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第829号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第830号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道  
路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字東尾901番1地先から同市神野々字下戸津井谷225番1地先まで

供用開始の期日 令和2年6月12日

**和歌山県告示第831号**

令和2年度県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和2年5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本ピーマック株式会社大阪支店  
大阪府大阪市淀川区西中島五丁目13番9号
- 5 落札金額  
109,560,000円（うち消費税及び地方消費税の額9,960,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年4月17日